

第16号議案

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年2月23日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

国家公務員の給与改定等を参考に、一般職の職員の給与等の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第　　号

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第8項中「昭和32年芦屋市条例第11号」を「昭和32年芦屋市条例第11号。以下「給与条例」という。」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第2条の2 任命権者は、給与条例第16条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第14条の3第3項中「芦屋市一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「100分の13.5」を「100分の14」に改める。

第16条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条に次の3項を加える。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えていた勤務（勤務条件条例第2条第2項、第4項、第5項及び第6項の規定に基づく勤務を要しない日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1月において60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 勤務条件条例第2条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第22条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6月 100分の100
 - (2) 5月以上6月未満 100分の90
 - (3) 4月以上5月未満 100分の80

- (4) 3月以上4月末満 100分の65
- (5) 2月以上3月末満 100分の50
- (6) 1月以上2月末満 100分の35
- (7) 1月末満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対応する地域手当の月額の合計額とする。

第22条に次の1項を加える。

5 各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して当該核給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対応する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

第22条の4第2項を次のように改める。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の70を乗じて得た額の総額
- (2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の30、12月に支給する場合においては100分の40を乗じて得た額の総額

第22条の4第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第22条第4項及び第5項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条中芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の給与条例第16条第2項の規定は、平成21年4月1日から適用する。

(芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 芦屋市職員の育児休業等に関する条例（平成4年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条の9の表中

第22条第2項	給料	給料月額を算出率で除して得た額
第22条第3項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

を

第16条第3項	前項	芦屋市職員の育児休業等に関する条例（平成4年芦屋市条例第24号。以下「育児休業条例」という。）第7条の9
第16条第4項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第7条の9の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第22条第4項	給料	給料月額を算出率で除して得た額
第22条第5項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第22条の4第3項	第5項	第5項（育児休業条例第7条の9の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

に改める。

参 照

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国家公務員の給与改定等を参考に、一般職の職員の給与等の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

(第1条関係)

1か月に60時間を超える時間外勤務をした職員に対して、時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間を時間外勤務代休時間として指定することができるものとする。(第2条の2)

(2) 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 (第2条関係)

ア 地域手当の支給率を13.5%から14%に引き上げる。(第13条)

イ 1か月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の割増率を100分の125又は100分の135から100分の150に引き上げる。

(第16条)

ウ 期末手当の支給率を6月期は100分の125(再任用職員については、100分の70), 12月期は100分の150(再任用職員については、100分の80)とする。(第22条)

エ 勤勉手当の支給率を100分の70(再任用職員については、6月期は100分の30, 12月期は100分の40)とする。(第22条の4)

(3) その他所要の規定の整理

3 施行期日等

- (1) 平成22年4月1日から施行する。ただし、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条第2項の改正規定については、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- (2) 芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
給与条例の改正に伴い、同条例の読み替え規定を整備する。